

1 骨子案の名称

令和4年度第3回雪対策審議会（R4.10）

○これまでの議論を踏まえ条例骨子案（事務局案）を提示

○他自治体の雪に関する条例の名称一覧を資料配付

骨子案名称で、道路除排雪、除雪ルールやマナー対策、地域除雪活動など雪対策を包括する事務局案として（仮称）旭川市雪対策基本条例を提示

委員に意見募集
代替案なし

事務局案を採用し骨
子案を確定

市長への答申及び
意見提出手続実施

2 議会からの意見

建設公営企業常任委員会（R4.12）

条例制定に向けた進捗状況について報告

○質疑・意見

周知啓発を進める上で条例のネーミングは非常に重要
いろいろなメッセージを込めることができる
名称の検討が必要ではないか

骨子案⇒条例案
の策定にあたり
名称を再検討す
ることとしたい

3 名称検討の留意点

○「三重県産材利用促進に関する条例検討委員会」の資料では…

条例の名称（題名）の基本原則

法令の題名は簡潔であると同時に、その内容をできるだけ正確に表現するという要請を満たすものでなければならない

【出典：法制執務研究会編「新訂 ワークブック法制実務 第2版」（ぎょうせい 平成30年）】

この原則を参考に検討委員会で議論

三重県で既に実施している三重県「木づかい宣言」（県産木材を積極的に利用・PRする事業者の登録制度）も踏まえ、
「三重県木材利用の促進に関する条例（仮称）素案」
⇒「三重の木づかい条例」に修正し条例化している。

4 名称検討のキーワード

○「木づかい」のようなキーワード⇒本市の雪対策に関わる事業ではなし。

○条例答申では、雪処理のルールの遵守やマナーの向上，市，市民，事業者が協働して雪対策に取り組むことなど，市民意識を高めるため条例を制定すべきと必要性を整理。

○雪対策基本計画では，（前略）雪に強い快適な生活環境の実現を目指す